

**エコリフォーム対象建材・設備に関する
登録・運用マニュアル**

建材・設備メーカー用

III-1. 対象となる製品の基準

改修後の開口部の熱貫流率が平成28年基準^{※1}に規定する開口部の断熱性能等に関する基準のうち、開口部比率の区分(ろ)の基準値^{※2}以下となるよう行う断熱改修。対象となる開口部の窓・ドア等の仕様例については、表1、2をご確認下さい。

※1 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)

※2

開口部比率の区分	地域の区分ごとの熱貫流率の基準値(単位1平方メートル1度につきワット)			
	1、2及び3	4	5、6及び7	8 ^{※3}
(ろ)	2.33	3.49	4.65	

※3 本補助事業においては、8地域においてガラスの日射熱取得率が0.49以下の製品をガラス交換及び外窓交換で設置する工事を対象とする。

※4 本補助事業のガラス交換においては、下表に示す建具の仕様に応じたガラス中央部の熱貫流率以下の製品も対象とする。

製品登録の 区域区分	樹脂・木	金属と その他材料の複合	金属製熱遮断構造	金属(アルミ)
1～7	2.03	2.03	—	—
4～7	3.33	2.99	2.99	2.03
5～7	—	3.33	3.33	3.66

イ. ガラス交換(既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。)

ロ. 内窓設置(既存窓の内側に新たに窓を新設するもの、及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。)

ハ. 外窓交換(既存の窓を取除き新たな窓に交換するもの、及び新たに窓を設置するものをいう。)

ニ. ドア交換^{※5}(既存のドアを取除き新たなドアに交換するもの、及び新たにドアを設置するものをいう。)

※5 本事業では、住宅の外皮部分にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具をドアとし、それ以外のものを窓とする。